

比較査定対象ネットワーク費用について

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



目次


- 1. 比較査定対象ネットワーク費用について**
- 2. 適正コストの算定に用いられる単価**
- 3. 各社申請状況**
- 4. 導管総延長**
- 5. 論点**

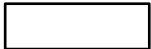
1. 比較査定対象ネットワーク費用について

- 比較査定対象ネットワーク費用については、経済産業大臣が告示した値（実績単価及び基準単価）を用いて、算定省令に定める方法に基づき適正に算定されているか否かにつき審査することとされている。

$$\text{補正適正コスト} = \text{適正な単価} \times \text{導管総延長 (km)} - \text{経営効率化目標額}$$

適正コスト

 : 経済産業省告示を基に値が定まる項目

 : 託送収支規則第5条の規程により整理された託送収支規則様式第3第2表の平成27年度当期超過利潤累積額

2. 適正コストの算定に用いられる単価

- 経済産業省告示第196号（平成28年7月4日）による実績単価及び基準単価を用いて、算定省令に基づき単価を設定。

	実績単価※ (千円/km)	基準単価※ (千円/km)	基準単価－実績単価 実績単価	
東京ガス	1,725	1,862	+7.9%	…①
東邦ガス	945	1,029	+8.8%	…①
大阪ガス	1,850	1,787	▲3.4%	…②

※経済産業省告示で値が定められている項目

 : 適正コストの算定に用いられる単価

- ① 実績単価 ≤ 基準単価の場合
適正単価 = 実績単価
- ② 実績単価 > 基準単価であって、基準単価と実績単価との差が ▲ 8% 以内の場合
適正単価 = 基準単価
- ③ 実績単価 > 基準単価であって、基準単価と実績単価との差が ▲ 8% 超の場合
適正単価 = 実績単価の ▲ 8% に相当する額

3. 各社申請状況

- 申請原価へ織り込まれた比較査定対象ネットワーク費用は以下のとおり。

	単価 (千円/km)	導管総延長 (平均) (km)	適正コスト (平均) (億円)	経営効率化目標額 (億円)	補正適正コスト (平均) (億円)
	①	②	①×②	③	①×②－③÷3
東京ガス	1,725	61,865	1,067	0.6	1,067
東邦ガス	945	29,365	277	-	277
大阪ガス	1,787	51,017	912	-	912

4. 導管総延長

- 各社、導管総延長の直近実績に、申請原価の設備投資計画に織り込んだ導管の新設、廃止計画を反映。

[km]

	実 績					計 画				H29-31 平均
	原価算定期間									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
東京ガス	54,784	55,422	56,119	56,740	57,489	60,480	61,191	61,858	62,546	61,865
東邦ガス	27,398	27,722	27,979	28,196	28,416	28,758	29,072	29,373	29,650	29,365
大阪ガス	49,119	49,440	49,845	50,112	50,364	50,575	50,779	51,032	51,241	51,017

(注) 東京ガスのH27年数値は実績見込を記載。

5. 論点

論点	内容
申請額の 適正性	<ul style="list-style-type: none">• 託送供給約款算定省令に記載されているとおり、経済産業大臣が告示する値によって単価が設定されているか。• 原価算定期間における導管総延長の申請の内容は妥当か。

【参考】第15回料金審査専門会合（ガス市場整備室資料抜粋）

詳細制度設計の概要（託送供給料金の審査の在り方）

- 事前認可申請に係る託送料金審査においては、本年夏に100者超の一般ガス事業者から一度に事前認可申請がなされることや、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、**全ての費目を個別に査定するのではなく、一部の費目についてはヤードスティック方式を採用。**
- 事前認可申請に係る託送料金原価の全体像は以下のとおり。

（注）営業費等の名称については、今後、算定規則を制定する際に変更することがあり得る。なお、原価算定期間は原則として3年間。

事前認可申請に係る託送料金原価の全体像について

営業費																								
労務費	修繕費	電力料	水道料	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	安全周知費	たな卸減耗費	固定資産除却費	貸倒償却	雑費	減価償却費	一般管理費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

比較査定の対象費用
 個別査定の対象費用



営業費				
需要調査・開拓費	バイオガス調達費	調整力コスト	振替供給コスト	事業者間精算費

【参考】 託送供給約款料金算定規則（抜粋） 1/2

（一般ガス導管事業等の営業費の算定）

第四条 一般ガス事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表(1)から(3)までに掲げる項目ごとに、同表(1)から(3)までに掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

別表第1（第4条、第5条、第6条及び第7条関係）
第1表

原価等の分類及び算定方法（営業費等）

（1）比較査定対象ネットワーク費用

項目	算定方法
比較査定対象ネットワーク費用 供給販売費 労務費、電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費 交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、試験研究費、教育費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費等 一般管理費 （事業税（地方法人特別税を含む。）を除く。）	以下により算定した補正適正コストとする。 A. 実績コスト 実績単価（平成24年度から平成26年度までの託送収支計算書等を用いて計算した当該一般ガス事業者が行う一般ガス導管事業等に相当する事業に要する導管1キロメートル当たりの単価（労務費等に係るものに限る。）であって、経済産業大臣が別に告示する値をいう。以下この（1）において同じ。）に原価算定期間の各事業年度に含まれる3月末の導管総延長の合計を乗じて得た額とする。 B. 基準コスト 基準単価（平成22年度から平成26年度までの託送収支計算書等を用いて計算した当該一般ガス事業者が行う一般ガス導管事業等に相当する事業に要する導管1キロメートル当たりの単価（労務費等に係るものに限る。）を基に、各一般ガス事業者の経営形態の類似性等を勘案して分類したグループごとに回帰分析を行うことにより求めた導管1キロメートル当たりの単価（労務費等に係るものに限る。）であって、経済産業大臣が別に告示する値をいう。以下この（1）において同じ。）に原価算定期間の各事業年度に含まれる3月末の導管総延長の合計を乗じて得た額とする。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

【参考】 託送供給約款料金算定規則（抜粋） 2 / 2

項目	算定方法
	<p>C. 適正コスト 実績コストと基準コストとの比較により、以下のとおり算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実績コスト ≤ 基準コストの場合 適正コスト = 実績コスト 2) 実績コスト > 基準コストであって、基準コストと実績コストとの差が ▲ 8 % 以内の場合 適正コスト = 基準コスト 3) 実績コスト > 基準コストであって、基準コストと実績コストとの差が ▲ 8 % 超の場合 適正コスト = 実績コストの ▲ 8 % に相当する額 <p>D. 経営効率化目標額の設定 託送収支規則第 5 条の規定により整理された託送収支規則様式第 3 第 2 表の平成 27 年度当期超過利潤累積額を経営効率化目標額とする。</p> <p>E. 補正適正コスト 適正コストから経営効率化目標額を控除し、以下のとおり算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) (適正コスト - 経営効率化目標額) と実績コストとの差が ▲ 8 % 以内の場合 補正適正コスト = (適正コスト - 経営効率化目標額) 2) (適正コスト - 経営効率化目標額) と実績コストとの差が ▲ 8 % 超の場合 補正適正コスト = 実績コストの ▲ 8 % に相当する額

(注) 事業開始時期の関係で託送収支実績が存在しない場合にあつては、「B. 基準単価」を「A. 実績単価」とみなすこととする。

(出典) 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

【参考】託送供給約款料金審査要領（抜粋）

第1節 基本的考え方

比較査定対象ネットワーク費用及び個別査定対象ネットワーク費用のうち需給調整費については、経済産業大臣が別に告示する値を用いて、算定省令に定める方法に基づき適正に算定されているか否かにつき審査することとする。

第2節 比較査定対象ネットワーク費用

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した営業費のうち、比較査定対象ネットワーク費用については、前節の基本的考え方を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 実績コストについては、実績単価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、3月末の導管総延長の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
2. 基準コストについては、基準単価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、3月末の導管総延長の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
3. 適正コストについては、算定省令別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。
4. 経営効率化目標額については、託送収支規則第5条の規定により整理された託送収支規則様式第3第2表の平成27年度当期超過利潤累積額と同額になっているか否かを確認する。
5. 補正適正コストについては、算定省令別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領